

# 外国語

令和8年度 英語

## 出題意図

・法学について専門的に論ずるためには、法学の文献を読解できる必要がある。とりわけ、比較法を行うためには、英語で書かれた専門的文献を独力で解釈して読解できる必要がある。

・本問はそのような観点から、比較法、とりわけ異なる jurisdiction が存在する前提でいかにして法を論ずべきかの知識の有無と併せて、博士課程で研究をするために必要な最低限度の英語読解能力を問うている。

## 採点基準

・各文が適切に和訳できていること：100点満点

# 専門科目(知的財産法)

2026年度法学領域博士後期課程入試問題(知的財産法)出題の意図

著作権法や特許法は、知的財産法は、国会制定法により情報独占を認めるものである。したがって、国会制定法によりどのような情報が保護され、その情報をどのように利用した場合に違法となるか、明文で規定されている。

著作権法上保護されていない情報(事実)の利用は、その意味で国会が不保護としていえるように見えるが、そのような情報はどのような態様であっても決して違法とならないかという点、そうではない。裁判所は、民法709条に基づき、「法律上保護された利益」の侵害があったと判断することができる点、一般論としては認められている([ギャロップレーサー上告審]最判、[北朝鮮映画上告審]最判)。このような、情報の利用に係る適法/違法のルール形成は、どのような考慮の下で、どのような過程(国会/裁判所)で決せられるべきかは、著作権法に限らない、知的財産法全般を検討する上で、必ず踏まえなければならない論点である。

本問は、近時の裁判例の事案をベースに、このような法ルール形成について基本的な事項を論ずることができるかを問うものである。なお、近時の裁判例では、棋譜が事実であり著作物性がないことが前提とされているが、本問でこれを論ずることは妨げられない。ただし、上述の「法律上保護された利益」の有無に係る[北朝鮮映画上告審]最判の論点に触れられない場合には欠点とする。